

債権の認否に関する意見書

2011年7月25日

東京都千代田区日比谷公園1番3号  
市政会館地階  
三原法律事務所  
御堂筋共同ビル開発特定目的会社  
破産管財人 三原 崇功 様

大阪府中央区北浜3丁目1番22号  
あいおい損保淀屋橋ビル  
大洋リアルエステート株式会社  
代表取締役社長 堀内 正雄



内容証明とEメールで送付

事件番号平成23年(フ)第5459号

前略 本書は既にご提出した異議申立書と重複するかも知れませんが再度ご送付致します。

下記4社は責任義務を果たさず御堂筋共同ビル開発特定目的会社(以下破産会社という)に莫大な損害を与えました。よって、



これらの会社の債権金額は事実上存在せず、逆に破産会社が債務相殺後、尚、多額の債権を有する（金額未定）と当社は信じています。

当社は、上記破産会社に対する債権届出書を受領しておりますが、下記相手先に対する破産会社の債務額は未確定であると信じますので、否認頂くようお願い申し上げます。

三菱地所株式会社の破産会社に対する債権届出額 1 1 3 , 4 1 0 , 5 0 0 円

三菱地所設計株式会社の破産会社に対する債権届出額 2 9 , 6 1 0 , 0 0 0 円

鹿島建設の破産会社に対する債権届出額 4 , 1 9 3 , 2 6 3 , 0 2 3 円

東銀リース株式会社の破産会社に対する債権届出額 7 , 3 5 0 , 0 0 0 円

草々

2023.7.25  
2-18

この郵便物は平成 23 年 7 月 25 日  
第 117-58-06497-5 号書留内容証明  
郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

